

岩手県収用委員会告示第9号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者及び関係人の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成28年6月7日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類

奥州市計画道路事業3・5・30号太日通り中袋線並びに一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附带工事に伴う収用事件に係る裁決書

2 送達を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記記録表題部所有者「水田和吉外200名」中、「外200名」に係る「不明 ただし、外200名又はその相続人」

3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
奥州市水沢区羽田	143番5	原野	577㎡	577.40㎡	577.40㎡	原野
町字上小谷木	143番7	原野	606㎡	606.98㎡	606.98㎡	原野

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
奥州市水沢区羽田 町字上小谷木	143番9	原野	1,674㎡	1,674.32㎡	1,674.32㎡	原野
	143番12	原野	99㎡	99.88㎡	99.88㎡	原野
	143番14	原野	118㎡	118.03㎡	118.03㎡	原野
	143番15	原野	93㎡	93.20㎡	93.20㎡	原野
	143番16	原野	178㎡	178.77㎡	178.77㎡	原野
	143番17	原野	157㎡	157.57㎡	157.57㎡	原野

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成28年6月28日をもって送達があったものとみなされます。